

豊中市予防接種実費徴収に係る要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号、以下「法」という。）第5条第1項の規定により市長が行う定期の予防接種のうち、法第2条第2項各号に掲げるA類疾病に係るもの（以下「予防接種」という。）の対象者またはその保護者（以下「対象者等」という。）に対する実費の徴収について、法、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「令」という。）、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）及び定期接種実施要領（「定期の予防接種の実施について」平成25年3月30日健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の規定に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(市内接種)

第2条 市長は、予防接種の対象者が予防接種の実施について市長から委託を受けた市内の医療機関及び別に定める「北摂地域における定期予防接種の実施に関する覚書」（以下「北摂地域定期予防接種覚書」という。）に定める相互乗入市町で予防接種を受けた場合は、法第28条本文の規定に関わらず、対象者等から実費を徴収しない。

(豊中市民の市外接種)

第3条 豊中市民が、第2条の規定に該当しない市町村の医療機関で予防接種を受けようとする場合は、予防接種を受ける前に、市外予防接種実施依頼申込書（以下「市外実施依頼申込書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、市長が特別な場合であると認める場合はこの限りではない。

2 市長は、市外実施依頼申込書を審査し、該当すると認めるときは、医療機関または医療機関が所在する市町村長に対する予防接種市外実施依頼書（以下「予防接種実施依頼書」という。）を申込者に交付する。

3 予防接種実施依頼書は、発行日から6ヶ月に限り有効とする。

4 市長が発行した予防接種実施依頼書により、豊中市外の医療機関で予防接種を受けた者が、予防接種に係る実費を支払ったときは、市長は、その者が支払った予防接種に係る実費と別表に規定する額のうち少ないほうの額を限度として、その者に対し補助することができる。

5 前項の規定を受けようとする者は、市外予防接種費用補助金申込書（以下「補助金申込書」という。）を市長に提出するものとする。

6 市長は、補助金申込書を審査し、該当すると認めるときは、当該申込者に対し、第4項の規定に基づき、その者に対し補助することができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年6月17日から実施する。

2 豊中市予防接種事業実施要綱は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成24年9月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成24年11月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表（予防接種限度額）

予防接種名	限度額
BCG	7,700円
ジフテリア・破傷風（第2期）	5,016円
麻しん風しん（MR）混合（第1期・第2期）	11,088円
麻しん（第1期・第2期）	7,491円
風しん（第1期・第2期）	7,502円
日本脳炎	7,238円
急性灰白髄炎（ポリオ）	9,306円
四種混合	10,560円
子宮頸がん	16,181円
ヒブ	7,854円
小児用肺炎球菌	11,220円
水痘	9,350円

B型肝炎	6,111円
三種混合	4,961円
ロタ	13,970円